

第7回中野区子どもの権利委員会  
(令和5年5月19日)

午後7時00分開会

**事務局(子ども政策調整係長)**

皆様、こんばんは。お足元の悪い中、お集まりいただきましてありがとうございます。会議の開催に先立ちまして、事務局から何点かご報告をさせていただきます。

本日は8名の委員の皆様にご出席をいただいております。大橋委員と高木委員が欠席となっておりますが、委員の過半数の方に出席いただいておりますので、委員会は有効に成立しておりますということで進めさせていただければと思います。

続きまして、事務局体制に変更がありましたので、ご報告をさせていただきます。私、本日司会をさせていただきます佐藤と申しますが、令和5年4月1日付で人事異動により、子ども政策調整係長として着任いたしましたので、今年度どうぞよろしくお願いいたします。

また、令和5年度より子ども教育部の育成活動推進課長の細野が事務局の側に加わりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。細野課長、一言よろしいですか。

**事務局(育成活動推進課長)**

育成活動推進課の細野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私、児童館を所管しております、児童館の活動は子どもが主体的に、子どもの権利を常に意識した運営を進めているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**事務局(子ども政策調整係長)**

ありがとうございます。それでは、皆様の机上の資料1にございますとおり、本日の委員会の名簿になりますが、こちらは内田会長と田谷副会長の所属が変更となっておりますので、それぞれご確認をお願いします。

それでは、内田会長に会議次第の進行はお願いしたいと思っておりますので、一旦お預けさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**内田会長**

よろしくお願いいたします。これより、第1期第7回中野区子どもの権利委員会を開催したいと思います。

それでは、次第をご覧ください。本日の議事になります。「委員会の開催スケジュールの確認」、「前回の振り返り」、それから3がメインなのですが、「子どもの意見表明・参加に関する審議」ということで、私と林先生から少し情報提供をした後で、皆さんとグループディスカッションに時間を割きたいと思っております。

それでは、まず議事の1、委員会の開催スケジュールの確認について事務局からご説明をお

願いたします。

#### 事務局(子ども政策調整係長)

では、事務局から説明をさせていただきます。委員の皆様、資料の2をご覧ください。こちらは令和5、6年度の委員会の開催スケジュールでございます。令和5年度につきましては、今回を含め令和6年の3月までの間に計5回の開催を予定しております。

主な審議の内容になりますけれども、前回の委員会でもお話しさせていただいたとおり、残りの任期において、子どもの意見表明・参加に関するご審議をいただくことと、推進計画及び子どもに関する取組の評価・検証、こちらに関するご審議を行っていただきたいということでございます。意見表明・参加につきましては、残りの任期全体を通してご議論いただきまして、評価・検証については今年度の後半、第10回以降でご審議いただく予定でございます。また、今年度の後半以降で最終答申についての整理を行っていただき、翌年度令和6年5月中旬に最終答申をご提出いただきたいということでございます。

資料の2について、説明は以上でございます。

#### 内田会長

ありがとうございました。ただいまご説明があった開催スケジュールについて何かご質問ありますでしょうか。大丈夫でしょうか。

では、続きまして、議事の2です。前回の振り返りについて、こちらも事務局にまとめていただきましたのでご説明をお願いいたします。

#### 事務局(子ども政策調整係長)

では、引き続き事務局から説明をさせていただきます。委員の皆様のお手元にある資料の3というものになりまして、前回の振り返り、各委員さんから出た意見ということでございます。スクリーンにも映し出しております。こちらは、前回委員の皆様から出していただいた意見をまとめたものでございます。分量が多いので、全てをご紹介することはできませんけれども、子どもの意見表明・参加に関するご意見として、いろいろなものがございました。その中で、「日常の中でどのように子どもの声を聴いていくかが大事である。」また、「意見を表明することについて、伝え方や情報の見せ方を工夫する必要がある。」また、「子どもの言葉にならない思いも含めた意見であることをきちんと打ち出したい。」また、「子どもの本音をどのように引き出すかが課題である。」さらに、「子どもの意見表明・参加に関して、大人にヒアリングをしたい」といったようなご意見がございました。

それから、2枚目、裏面のほうになりますけれども、その他の意見として、「子どもの権利の

日に、権利委員会として何かをやっていきたい。」また、「現場の動きも意識しながら権利委員会として適切なタイミングで動いていきたい」といったご意見もございました。

こちらについての説明は以上でございます。

## 内田会長

どうもありがとうございました。子どもの意見表明・参加についての審議は議事の3で行う予定ですので、そちらで改めてご意見いただければと思うのですけれども、それ以外のところで何かご意見、ご質問などありますか。大丈夫でしょうか。ありがとうございました。

それでは、早速なのですけれども、議事の3ですね、子どもの意見表明・参加に関する審議に進みたいと思います。まず、私、それから林先生から、子どもの意見表明・参加に関する情報提供ということで、まず私からお話しさせていただければと思います。

まず、私が資料4になります。これから子どもの意見表明・参加というところを土台として子どもの権利委員会が進んでいくに当たって、私たち委員の中でも子どもの意見表明・参加というところの共通理解を図っていく必要があるかなということで、少し情報提供をということでお時間をいただきました。

資料のタイトルは「子どもの意見を尊重するためにおとなが知っておくべきこと」ということで、これに関する資料はたくさんあるのですけれども、特に、子どもの権利委員会ということもあるので、子どもの権利条約を自治体レベルで実現していく子どもにやさしいまちづくりというところについて、ユニセフがこの間、子どもの権利条約が国連で採択されて以後、ずっと情報発信を続けてきて今に至っています。ですので、その流れの中から、子どもの意見を尊重するためにおとなが知っておくべきこと、そして、ユニセフが何を提起しているのかというところをかいつまんでご説明、情報共有させていただければと思います。

主に使っている文章というのは2017、2018年に出されているユニセフのツールキット、ハンドブックという二つの文書があります。後ろのほう、スライドをめくっていただくと、スライドの中に具体的なタイトル等入っていますので、そちらのほうをインターネットで検索していただくと、PDFで全て読むことができます。今これは英語しかないのですが、いろいろツールとして翻訳サイトもありますので、そういったところも使っていただければご覧いただけるかなと思いますし、また、今日ご紹介したいところについては、私のほうで全て訳をしていますので、そちらを参考になさってください。

先ほど、前回の振り返りの中で委員の方々からいただいたご意見の中に、「子どもの本音をどのように引き出すかが課題である」というような意見がありました。子どもの意見を尊重し

ていこうというときに、難しいのが子どもの本音をどう聴くかというところではないかと思えます。子どもにどうやって本音を語ってもらえる環境を私たちがつくっていくか、あるいは、関係性を築いていくかというところではないかと思えます。そのためには、私たちがどのようなことを知っておくといいのかということで、今日幾つかご紹介をしたいと思えます。

早速なのですが、2枚目のスライドですね。これは、私も含めての幾つかあるエピソードを少し拾ったものです。自己の意見を言いにくい子どもや若者ということで、そういった子どもたちが非常に多い。意見を聴かれてもなかなか意見を言いにくいと感じる子どもや若者が多いということ、それを少し詳しく見ていきたいと思えます。その子どもたちや若者を含めて、どのような気持ちになっているかというところを少し言葉にしてみました。

まず、おとなから評価されることへの「恐れ」。私も大学で日々大学生と関わっている中で、意見を求めることがままあるのですけれども、そういったときに、うっかり全員の意見を聴く前に、私のほうで「それ、いい意見だね」と評価をしてしまうことがありました。そういうふうに私が言った後に話す学生が非常に話しにくそうな顔をする。いろんな意見を言っているのですけれども、非常に言いにくそうな顔をして、また、私が「いい意見だね」と言ったその意見の内容と同じ意見をなぞる。みんな同じ意見になってしまったということが何度もありました。ちょっとプレッシャーになってしまったなということを私もよく反省をするところなのですけれども、大人からよく評価をされたいという思いもあるでしょうし、また、評価されないことに対して非常に恐れのようなものを感じている。そういったところがあると思えます。

それから、おとなに対して、おとなと違う意見を述べることにに対して、マイナスイメージを持っている。あるいは、おとなと違う意見を言うと反抗していると受け止められてしまったり、あるいは、評価が低くなってしまうと感じている。実際にそういうふうになった経験もあるかもしれません。そういったマイナスイメージを持っている。大人の意見にそういった子どもたちは、なるべく自分を安定な場所に置くために大人の意見に同調する安全策を取りがちである。忖度という言葉もあるように、そういったところでなかなか本音を言いにくい。

また、もう一つ、意見を言うことにに対して「あきらめ」の気持ちを持っている。どうせ言っても何も変わらないという思い。そこからなかなか意見を言わない子どもというのがあります。

それから、最後ですけれども、自分に保障されてしかるべき権利を知らないために、権利侵害に無自覚。それでなかなか意見がないというケース。自分自身にそもそも保障されてしかるべき権利を知らないので、問題を問題と認識できないというところ。私たちがこれから意見を聴いていこうというときに、子どもにまずどのような権利が保障されてしかるべきなのかを、

子ども自身に伝えることが必須であるということでもあるかと思います。こういった自己の意見を言いにくい子どもたちというのが多いのだということをもまず最初に今、現状として指摘しておきたいと思います。

3枚目のスライドです。ここからユニセフの文書のほうを参考にしていくのですが、まず、子ども参加の多様な方法ということで、自治体子ども政策に子どもの意見を反映していくためにどのような方法があるかということで、ユニセフが例示をしています。子ども参加の異なる3レベルということでABCとありまして、Aがおとなの配慮が大きいところですね。Cに行くとおとなの関与が小さくなる。そのように並んでいます。この委員会では、以前、私のほうからハートの「子ども参加のはしご」についても皆さんに情報提供させていただいたところですので、そことも重なる話です。

まず、Aというところ。おとなからの諮問型参加という一つの子ども参加の形態。おとなが子どもの生活を理解し、子どもについてよく認識した上で、プログラムを計画するために子どもに意見を求める形の子ども参加で、コミュニティ内の多くの子どもに到達ができる。おとなにとって最も関心の高いことについて明らかにするのに利用ができるということですね。また、重要問題の地図をつくる第一歩を提供してくれる。このタイプの子ども参加はおとな主導で、おとなによって管理されたアプローチを含むものであるということで、おとな主導型ではあるけれども、これも一つの子どもの参加の形態であるとされています。

Bですね。おとなと子どもの共同型参加。このタイプの参加も通常おとな主導なのですが、パートナーとして子どもと一緒に取り組むことを含んでいる。子どもをエンパワーすることにもなるというものです。

それからC。子ども主導の参加ということで、これがまさにおとなから提案された考えとかプロジェクトに対応していく参加ではなくて、子どもにとって最も大事なこと、取り組みたい課題を見つけ出すために子どもによる体制・組織づくりをサポートされているタイプの参加です。この場合、関わる大人というのは指導者ではなく、ファシリテーターとして関わっていると。

こういった3タイプ、3レベルに分けて子どもの参加を説明しています。Aがまずいとか、Cでなければならないとか、そういう言い方をユニセフはしていませんで、各自治体、コミュニティ、様々な状況があるので、導入しやすい形で子ども参加を導入していくことが提案されています。うちのコミュニティではまずAから始めようとか、そういったところから各自治体、コミュニティの状況に合わせて、このレベルを選択していったよいという書かれ方をしています。

次ですね、4枚目。子ども参加の具体的な手法としてどのようなものがあるか。子どもの参

加というのは何も会議に参加して議論することだけではないということで、これだけの具体的な手法をユニセフは提案をして、例示をしています。

例えば、①を見れば、調査に回答する。これも十分子どもの参加なんだということです。②はそれに比べると調査の内容に対して子どもが意見を言っている。子どもがデザインして実行するというのが違いますね。それ以外、③ピアエデュケーションやカウンセリングとか、学校協議会の運営、地域のユース協議会や議会への参加、それからソーシャルメディアを使って参加をしていくということも具体的な手法として、今考えられていいところです。

そのほか、地域のサービスを監査するとか、政策に影響を与える、地域サービスの運営委員会の一員になるとか、地域サービスの発展と実施に貢献をする等々、様々な具体的な手法というのがあると。子どもの参加、何かやり方が決まっている、何か公式があるというわけではなくて、前の子どもの参加のうちのどの方法を選択するのかとか、今、実際子どもが何人ぐらいいるのかとか、そういったことによっても様々ですし、地域に活用できるリソースがあるかどうかとか、あるいは、中野区にも子どもの参加のシステムは歴史的に長くありますけれども、そういった子ども参加のシステムがあるかどうかとか、そういったことによっても違ってきます。

5枚目のスライドになります。子ども参加の進め方として、どのように具体的に進めていくのかというところで、このように10個挙げられているところです。大事なところを拾い読みしていきますけれども、まず1番、子どもとどうやって関わっていくかをよく経験的に理解している地域の組織と協働して活動していく、これも一つのやり方、進め方として提唱されているところです。それから2番、子どもに対して参加する権利のことや、どうやって子どもが地域を変化させることに貢献できるかということについての意識啓発活動も実行する。これも重要であると。また3番、計画があることを子どもたちに知らせる、子どもたちにそういった情報を伝える。自発的に関わる子どもを見つけ出すことを要請する。強制参加ではなくて、自発的に関わろうという子どもを見つけ出す。そのために地域の協議会のようなところにコミットしていくということもあります。それから4番、学校です。学校に協力を依頼する。これも各国のいろいろな子どもの参加を国レベルで推進している事例をいろいろ拝見しますけれども、そうすると学校というのは一つ大きな役割を果たしている国が多くて、学校に協力を依頼して、参加する子どもを募ってほしいとか、そういったところがよく見られます。ただ、1点、大事なのは、自発性というところで、生徒会長をそのままメンバーにするということではなくて、子どもたち全体に問うて、自発性を重視していくということが大事であるとされています。

それから5番、子どもたちは何が変わったらいいと思っているかということ进行调查すること。これを例えば、学校協議会に依頼をする、子どもたちがどのように地域の決定に参加したいかとか、例えば、定期的に会議を開く協議会に参加したいのか、あるいは、プロジェクトごとに参加をしたいのか、子ども自身にどう参加したいのかということをもともとそこから聴くというのが5点目に挙がっているところです。それから、6番、提案を解説してシェアするために、地域の子も協議会の子もたちと話し合う。そういった協議会に関わっていく。また、そういった協議会と一緒に活動していくとか、もし、そういった協議会がない場合には、地域にそういった協議会を設立するために支援者を募るとか、教育委員会と活動して、可能なところで先生に学校協議会の導入例をお見せしたりすることで、学校を巻き込んでいくとか、ソーシャルメディアを使おうとか、そんな具体的な子ども参加の進め方が提言されています。

地域の課題、子どもにとって何が重大な問題なのかというところは、この権利委員会の間答申のほうでまとめました。学校生活については、校則の問題が挙がっていましたし、施設設備の学校間格差の問題も、多くの子どもが指摘をしていました。また、地域の問題では、公園設備に対する不満であったり、公園のルールであったり、あるいは、屋内の居場所についてのニーズも高かったと思います。また、いじめ等があったときに悩みを相談できる人の存在を求める子どもの声も一定数あったと記憶をしています。そういったところを課題として、ではどのようにこれを私たちがこの政策の評価に落とし込んでいくのかというところを、子どもとともに考えていくというところでもあります。

それから、6枚目のスライドになりますけれども、子どもの参加の質を確保するための九つの条件というのを挙げてあります。これも詳しくはぜひ読んでいただければと思います。また、拾っていきますけれども、一つ目がまず透明性があるということ。そして、子どもに必要な情報が与えられているということ、これが一つ目になります。二つ目は、子どもの自発性によるものであること。強制参加ではないこと。また、辞めるのも自由であるということ。これも子どもに伝えられていなければならないとされています。また、三つ目、子どもの意見を尊重すること、これは、仮に、おとなの意見と違って、また、おとなの価値基準ですぐにそこでいい、悪いと判断をしないで、まずその子どもの意見を聴くということが大事になってくるところであると。また、四つ目が子どもの生活に関連している内容ということで、子どもが意見を自分たちの生活について言えて、彼らの持っている能力とかスキル、また、知識を活用できる機会がつけられる必要があるということです。子どもたちの生活に関連した内容をテーマとしていくということが、子どもの参加の質を確保する上で重要であるとされています。



7枚目のスライドに行ってください、子どもにやさしい環境と方法でファシリテートをされるということ。人前で話すことが得意な子どももいますけれども、なかなか話しづらいという子どもたちも多いですので、そういった子どもの能力に合わせたものでなければならないということ。子どもが十分にそれについて準備ができて、子どもの意見を提供できる機会と、自信を持てるように十分に時間をかける、また、リソースを活用していく。そういったことを大人が環境を整備していく必要があるということです。子どもの年齢、能力、そういったところに応じて、それぞれ必要なサポートをしていく。その上で、子どもの参加を実践していくのが重要であるということです。また、六つ目は、参加する子どもに偏りが無いということ、包括性ということで、差別がないこと、周縁化されてしまいがちな子どもたちについても平等に話を聴く、意見を言う機会が与えられているということです。それから、七つ目は、おとなからのトレーニングによって子ども参加のスキルをサポートされていること。おとなというのは、効果的にファシリテートするサポートが必要である。おとなの能力の発達に応じて、子どもを効果的に引き込めるようになるということも重要なポイントであるとされています。

また、八つ目、8枚目のスライドで、おとなのリスク管理。子どもが意見を言ったことによって、危険な目に遭わないように、そのリスク管理もすること。また、最後、子どもたちの意見がその後どのように理解をされて、どのような結果に影響を及ぼしたのかということ子どもに説明をすること。説明する義務。聴いて聴きっぱなしにしないということです。それがどのように、何に影響したのかということ子どもに分かりやすく説明をすること。これがおとなの義務であると。また、それがなければ、結局、自分たちは意見を言ったけれども、何のためになったのか分からないということになると、子どもたちの参加の意欲が一気に停滞をしていくこととなりますので、非常に重要な点ということになります。

9枚目のスライドは、子ども参加の成功のための配慮というところで、10点挙がっています。特に大事なところ、どの参加についても、最初の段階から子どもが関与することということも挙げられていますし、おとなから継続的なサポートが得られることとか、おとな自身にも必要なトレーニングをすること。おとながいかに子どもの意見を聴くかというところのトレーニング。これに非常に大事になってくるんですね。それから、親や、子どもの世話をする人に、可能な限り初期段階から子ども参加に関与し、子ども参加を理解・支援してもらうように働きかける。おとなに対して働きかけること。また、全ての子どもに参加を促す手を差し伸べること。全てのレベルにおいて子ども参加を制度化すること。レベルというのは、例えば、様々な年齢がありますので、そういった年齢を取りこぼさずに子どもの参加を制度化していくこと。日

常的な参加を促進すること。これも、よくありがちな1回の単発のイベントで終わらせるのではなくて、日常的に子どもの意見を聴く仕組みを自治体の中でつくっていくことですね。また、8番目、予算の確保、会議費用、また子どもたちの交通費、軽食とか、会議のための施設に関わる費用だとか、そういったところをおとなが確保すること。それから子ども参加は権利であって義務ではないということ。これ、後で権利と義務の話はします。また、10番目、楽しくやること。子どもがリラックスできる場所をつくって、休憩を多く入れて、長時間で議論をしたときには体操やストレッチを入れてみたり、軽食やスナックやジュースを用意したりするということも大事な配慮として挙がっています。その下のグループディスカッションに必要なものというところで、参加者に対する謝礼として鉛筆を用意するとか、こういった何かしらのインセンティブみたいなものも、考えることも挙げられています。

最後なのですが、私たちが子どもの意見を聴いていこうというときに何を意識するといいいのかというところで、一つ、ここにいらっしゃる皆さん、子どもの権利について非常に理解のあるメンバーがそろっていると私、認識しているのですけれども、また、これからいろいろな方々とコミュニケーションをとっていく上で、また、私たち自身も自分の意識を見返していく必要はあると思うので、二つケースを挙げてあります。

これは、「幼児から民主主義」というスウェーデンの実践を取り上げた本で、これ非常に面白い本なので大変おすすめなのですが、例えば、保育園で「さあ、今から散歩に行きますよ」という時間に、2人の子どもが、自分たちは部屋に残りたいと言ったというシーンなのですね。そのときにどうするかというところ。おとなの予定としては、この時間は外に出る時間帯なので、その2人も外に出るように促したいというのがおとなのもともとの予定。でも、そこで子どもの思い、中での遊び、今ちょうどいいところだから、中でのこの遊びをそのまま続けたいと、お散歩に行くのではなくてというふうに言われたときに、私たちがそれをどう捉えるか。そこで「いや、もう決まっているから。散歩に行くのは決まっているから」と言って、子どもを散歩に連れていくというのもよくあるシーンだと思うのですね。

でも、ここで、この実践というのは、子どもたちに「自分たちで待てるか」と。これは要するに、安全を確保する上で、その2人の子どもたちを誰かが見ていなければならない。でも、その人的な余裕はないというときに、この2人に任せたというところなのですね。そうしたら、自分たちだけで中にいられるよと。遊び終わったらちゃんと自分たちで片づけもできるよということを書いて、また非常にうれしそうにしている。自分たちを信頼してもらっている。自分たちにできる信頼をしてもらって、遊びを続けることが可能、それを認めてもらっている。それによって、

十分に遊び込むことができ、また、おとなとの信頼関係も構築をされていく。そんな一つのケース、こういった何でもないシーンというので、子どもの意見の尊重というのが図られているというところ。もう一つは、時間がないのではしよりますけれども、ケース2というところもぜひご覧ください。

というように、私たちが子どもの意見の尊重ということを理解しても、実際の場面で自分たちの予定と違うことを言ってきたときにその意見をどう捉えられるかとか、また、私たちが知らず知らずのうちに子どもに対して何かプレッシャーを与えていないかどうか。何かこういう意見が欲しいなという顔をしてしまっていないかどうかとか、何か方向性を決定づけていないかどうか、導こうとしていないかどうかとか、そういったところを私たちおとなの側が常に意識して、振り返りをする。そんなところが重要ではないかなと思います。

今日、皆さんにお配りした中に、いろいろもし引っかかって自分の経験と引っかかる言葉がどこかにあればいいと思って、かなり多めに紹介をしていますので、ぜひ拾って、読めなかったところも読んでいただければと思います。

一番最後のスライドのところ、14枚目のスライドのところに、これから私たちが意識していないといけないところということで枠内に入れました。おとながつい意識的・無意識的に設けている「枠」というのがないかどうか。子どもたちの意見を受け入れる、受け入れないというところに許容範囲を設けていないかどうかということ。

また、大人の想定を超えた子どもの意見が出されたときに、柔軟に対応していく私たちの側のやわらかさがあるかどうかとか、あるいは、右側は子どもの権利に対する理解がこれからの人に対する対話というところで、例えば、これよくある話です。権利を教えるとわがままになるとか、身勝手になるとか、権利と義務はセットであるとか、そういった意見、まだ聴かれるところがあるかもしれません。この地域の中で、いろいろな方々と話をする中で、本音としてはこういったところを考えると、感じていらっしゃる方々がまだまだ少なくないと考えていいかもしれません。そういったときに私たちが子どもの権利をどのように伝えていくのか、そこでその方々の意見を受け止めながら、子どもの権利、最善の利益を保障するためにどのように対応していくかというところが非常に問われるところで、ここのメンバーは非常に理解をしているところだと思うのですが、これから私たちが地域に出て行って、いろいろな利害関係にぶつかったときに、その相手の本音も聴きながら、私たちが子どもの最善の利益、子どもにやさしいまちづくりは誰にとってもやさしいまちなんだと言ってきていますので、そういったところをどう話し合いをつけていくのか、どう合意形成していくのか、そういったところも併せて

考えていただければと思います。

子どもの権利への理解がこれからの人に対してというところは、よく私たちが言うところを最後に言って終わりにしたいと思います。人権というのは、全ての人、誰もが生まれながらにして持っているもので、必要不可欠なものであるということ。人権というのは義務を果たさなくても主張できるものなのだということ。義務を果たさなかろうが、奪われてはならないものであるとか、それがいわゆる権利と義務がセットという考えにはならない人権の特殊性でもあるということ。そういう説明であったりとか、あるいは、人権というのは一定の制約を伴うんだ。それはほかの人の人権を侵害してはならないということ。表現の自由があるからといって誰かのプライバシーを侵害してはならないというように、人の人権を侵害してはならないという制約がある。そこを正しく伝えること、それが権利教育だし、権利学習、また、権利に関する広報・啓発の必要性、正しく権利を伝えること、子どもにも大人にもというところが重要であるということで、そういった活動も意識的に私たちはやっていながら、地域で話を聴き、子どもの話を聴き、施策の評価・検証をしていく必要があるだろうということで、ちょっと時間を超過してしまいましたけれども、お話をさせていただきました。どうもありがとうございます。

続いて、林委員のほうから情報提供のほうお願いいたします。

## 林委員

林です。よろしくお願いします。今日、会場参加の傍聴の方もいらっしゃいますが、今日はいろいろなデータから見えてきている子どもの意見表明・参加の状態を取り上げようと思っはいるのですが、全てウェブサイトでダウンロードできる資料です。この5点ですね。こども家庭庁が今年の3月に公表している「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究」というものが出ております、それが一つ。

そして、あと内閣府が、今、こども家庭庁に回されたのですけれども、今まで内閣府が「子供・若者インデックスボード」といって、子どもや若者に関するデータをいろいろと集めて、生育状況等に関する各種指標を整理して可視化したデータ集がございます。そちらのver4.0を使わせていただきます。そこの中から紹介をいたします。

そして、日本財団が今年の3月に全国の都道府県の10歳から18歳の1万人対象に実施した「こども1万人意識調査」というものがありまして、その要約版のレポートを日本財団のウェブサイトからダウンロードすることができます。

そして、ここは中野区ですので、「2022中野区区民意識・実態調査」の子どもの権利に関するところ。こちらは中野区の区役所のホームページからダウンロードすることができます。

そして、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが昨年の4月に公表しているものですが、「学校生活と子どもの権利に関する教員向けアンケート」というものを実施しておりますので、こちらから子どもの権利条約について教員がどれだけ認識しているのかというデータがありますので、かいつまんで紹介します。これらについては先ほど言いましたように、全てウェブサイトからダウンロードすることができます。机に座っている方は、印刷したものがありますが、傍聴の皆さんはスクリーンをご覧いただければデータを見ることができますので、よろしくお願いいたします。

では、まずこども家庭庁の話からいきましょう。全部の報告書は200ページぐらいあるすごく分厚いものなのですが、その中でも概要版というものが出ております。これはもともと、この4月からこども基本法が施行となって、こども家庭庁が発足をしているという中で、昨年の6月にそれぞれこども基本法、そしてこども家庭庁設置法という法案が国会で採択されて、その中で10カ月後、昨年の6月に設置されたので10カ月後の4月からこども家庭庁が発足するよと。こども基本法も来年の4月から施行されるよというところの中で、施行される前から、実際に子ども政策について当事者である子どもの意見をどのようにしたら政策決定に反映することができるのかということのあり方について、調査を行ったものをまとめているものです。私もその中の委員の1人として調査研究に携わらせていただいております。

ここの中で、全体の報告書は順を追って説明して、最後の6章のところに提言が来ているのですが、概要版は最初のところに提言が来ています。子ども・若者の意見の反映の意義とか、それをなぜ聴かなければいけないのか。「いまを生きる市民」として捉えるということであったり、その政策に反映するまでの間にも、事前準備の上で意見聴取、聴いて、それを実際に政策に反映させて、それがどうだったのかというフィードバックを行うというサイクルをきちんと行っているということの必要性が書かれております。

その際の実際のプロセスについては、先ほどの内田先生からの話でも、まさにそれが網羅されている部分なのですが、そこも十分に踏まえながら、情報の提供が行われたりする。いろんな参画の企画があったり、声が出にくい子どもをどうしていったらいいのか。今回の調査報告においても、実際にモデル事業としてどうやって声を聴いたらいいのかというところで、対面、グループワークをするものもあれば、オンライン上で、ネットで、オンラインはZoomで会議をして、意見を。あとチャットで意見を。そしてウェブアンケート形式で意見をとるものですね。幾つかいろんなやり方で、実際に子どもの声を聴いていますし、さらには乳幼児の子ども、あるいは障害を持っている子ども、不登校状態の子ども、外国にルーツのある子ども

も、病後とか病気で実際に参加することができない子ども、いろんな場面にどうしていったらいいのかというところのやり方等々についてもまとめています。それを政策に反映させて、またきちんとフィードバックをすることが大事ですよということがまとめられています。

なので、今までは特に子ども政策と言いながらも、子どもがこれを求めているに違いないとか、こうなってほしいというものを、大人が決めていったものを、子ども・若者がきちんと決定に参画することが大事だよということが、今回のこの提言の中で速やかに取り組むべき事項としてまとめられております。

ちなみに、その結果として、一つは、今、こども家庭庁が「こども若者★いけんぐらす」という、子ども・若者の意見をきちんと政策に反映させるために聴くというウェブサイト、ネット上のやり取り、リアルなやり取りのほうもあると聴いていますけれども、それを行っております。このメンバー自体は今、常時募集をしています。対象となる方は2023年4月時点で小学生から20代までの子ども・若者のみなさんです。、若者も含まれています。

また、今回いろいろと報道されていますけれども、こども家庭庁が設置しているこども家庭審議会、首相の諮問機関の中の25人の委員のうち、20代が6人を占めるという形になっております。東大名誉教授で、保育学で有名な秋田先生を筆頭にしながら、あしなが育英会の奨学生の方だったり、原田伊織さん、原田さんは尼崎市のスケートパークをつくる取組などを当事者としてやっている、尼崎市ユースカウンシルにずっと関わっていた方であったり、ほかにも村宮さんという大学生がいて、政府の審議会の委員に10代、20代の若者が入るといのは結構大きな動きになってきています。

なお、こども基本法とかこども家庭審議会の中でも議論していたところでは、国の施策、特に、子どもや若者政策を決めるときは、当事者である子どもや若者の声を何らかの形で反映しなければいけないというのがこの基本法に書かれているので、今後は大人が勝手に決めるのではなくて、それがアンケートベースになるのか、審議会を通すのか、対面でやるのか、ヒアリングするのか、いろいろとやり方はあるのですけれども、国としてはやりますよと。それはこども家庭庁だけではなくて、子ども施策全般なので、それは文部科学省もそうですし、厚生労働省もそうですし、あるいは内閣府、あるいは、それが国交省であっても、農水省であっても、子どもや若者に関わる、基本的にどの政策も関わるのですが、子どもが当事者で、子どもや若者から聴くというのが国の方針としてありますので、それにのっとったこども基本法に基づいて、各地方自治体はそういうこともやらなければいけないことには一応、建前上はなっております。

なお、東京都が今、こども都庁モニターという制度をスタートして、今月末までかな、小学生、中学生、高校生から18歳未満の方を対象としたモニター制度で、年4回募集をしています。回答すると、1回当たり図書カード500円分、中学生以上はAmazonギフトカードがもらえるよみたいな、インセンティブですね。ただ「意見ください」だけではない。自治体単位ではそういう形でやっているという例があります。

先ほど言いましたこども家庭庁での調査の中で、特に、国内の先進事例、国は今までやっていなかったの、まず国内の先進事例を集めましょうというところでは、北海道ニセコ町、石巻市、山形県遊佐町、千葉市、東京都豊島区、世田谷区、町田市、立川市、八王子市、川崎市、新城市、名古屋市、奈良市、尼崎市、東京都、滋賀県を調査の中では扱わせていただいております。既に取り組んでいるというところの中でしたので、私も委員で、中野区どうしようかなみたいなところがあったのですけれども、東京都が多くなるとかいろいろとあって、抜かれてしまっております。

実際にその中でどういう形で取り組んでいるのかというのもまとめてあります。対象の学年・年齢別と、あと、計画や条例による宣言や制度だったり、報告をする機会が首長に対してありますよとか、常設の会議体についてとかですね。こども会議とかこども委員会とか、少年議会とかいう形でやっているものとか。あとは不定期で、居場所とか、ワークショップとかまちづくり等による意見収集の反映方法について。あるいは、日常的なやり方、アンケート等で意見収集するとか、それぞれ自治体独自のやり方をしている、それらについて網羅しています。

また、国内の自治体ですけれども、意見のまとめ方や実施方法、参画の方法などをまとめております。実際に、子どもや若者の声が自治体の環境計画、関連の計画につながったり、遊び場の設置につながったり、施設の運営ルールにつながるということで、政策やまちづくりに影響を及ぼしている。また、そこで全てがうまく子どもや若者の提案どおりいくわけではないですけれども、その中でなぜそこが難しいのか、課題のきちんとしたフィードバックも行っているということを取り上げております。

また、海外の事例として、アイルランドとフィンランドとニュージーランドについても取り上げております。国の戦略策定にも関与していたり、オーストラリアでは、声を上げにくい子どもの声を聴くというところ。意見表明・参画の中でいろいろと行ってまして、やはり最近、真ん中の下ですね。デジタルプラットフォームです。オンラインでそういったことを行うということが非常に言われているところです。それらの調査結果のまとめ等々も全部出ています。有識者、いろんな方からの意見も聴いておりますので、それら全部ウェブサイトで見ることができます

ので、ご覧いただければと思います。

先ほど言った声を上げにくい子どもや若者から聴く工夫というところであったり、あとは、意見表明というところの意見については「opinion(オピニオン)」ではなく「views(ビューズ)」だよと。思い描いていること、思っていることであったり、あるいは非言語ですね。遊びとか身ぶりとかというものも意見として尊重されるべきだということを、調査報告の中では意見として位置づけておりますので、何か理路整然ときちんと主張しないといけないというわけではないというところでは、乳幼児のいろいろな子どものこと、あるいは外国にルーツのある方とか、いろんなところの思いもきちんと反映するべきだということがこの中で書かれています。というのがこども家庭庁の調査研究のところですね。

あと、それとともに、これは要約版にはなくて、本編のほうの最後に、検討委員が、今回の報告書の中に全部盛り込むことができなかったことについて、それぞれメッセージという形で掲載をさせていただいております。そこの中には先ほど内田先生からもありましたけれども、予算の話含めて、あるいは、きちんと子どもと向き合うためのファシリテーター等々の養成のことであったり、あるいは、そもそも大人がきちんと聴くことができていないというところがあるので、きっちりそれを受け止める大人を育てる必要があるとかいうところが書いてあります。あと声を聴く環境についてというところも取り上げております。やはり、参加するための予算系のところ、お金が何らかの形でかかるということでもありますので、そこは非常に大事ではないかなと思っています。

そして続いて、ちょっとはしょっていきます。内閣府のこども家庭庁「子供・若者インデックスボード」についてですけれども、いろいろと見ていただきたいところはあるのですけれども、自己肯定感の関係で見たいと思うのですが、居場所の数と自己認識、自己肯定感が高いか低いかというところの調査なのですけれども、「自分にとっての居場所があるよ」、というところで、数が多い人ほど自己肯定感が高かったり、あと、何事にもいろいろとチャレンジすることができるということ。居場所が多いとそういうのが高いとかいうデータがいろいろ出てきております。あとは、将来の希望と居場所。居場所の数が多いと将来の希望も高いというところであったり、相談できる人がいる場所の数が多いと、自己肯定感が高いというデータ。あと、困ったときに助けてくれる人がいる場所の数が多いと、いろいろな場所で、または、その時々で選べるというところがあると自己肯定感が高いというのも、これらのデータの中で一つ見ることができるものになっております。「それはそうだろうな」とうなずかれる方、多いと思いますが、これもある意味、数字として一つは出ているということです。



そして、日本財団が行った「こども1万人意識調査」になりますが、これは先ほど言いましたが、こども基本法が成立するということの中で、日本財団がオンラインで国内の1万人に対して今年の3月に行ったアンケートになっております。

その中で、ここで取り上げたいことは、こども基本法についてなのですが、こども基本法の認知状況は、今年の3月時点ですけれども、「聞いたことはない」が61.5%、「名称を知っている」、あるいは「くわしく知っている」、内容まで知っているというところは38.5%、「聞いたことがある」は29.8%、「知っている」というのは7.3%、「くわしく知っている」は1.4%という状況になります。

また、子どもの権利条約についても、「聞いたことがある」が30.9%、「知っている」が8.1%、「くわしく知っている」は1.7%ですが、「聞いたことはない」が59.3%となっております。

そして、「何を知っていますか」という細かいことも出ているのですけれども、「まわりのこどもで、こどもの権利が守られていないもの」ということなのですけれども、「子どもは自分に関することについて、自由に意見をいうことができ、おとなはそれを尊重する」というところが、これは「守られていない」が一番高くて11.9%。「子どもはどんな理由でも差別されない」が11.3%という形で、続いて「子どもは教育を受ける権利がある」が10.8%、これは、「守られていない」と子どもが答えているという状況です。これは「まわりのこどもで、こどもの権利が守られていないもの」として挙げられているものがこういう状況だということです。

そして、親についてと、「先生は、あなたについての事を決めるときにあなたの意見を聞いて、大事に扱ってくれると思いますか」というところで、先生については、「とても大事に扱ってくれる」が14.1%と「大事に扱ってくれる」が53.4%、「どちらとも言えない」が、27.5%でした。

「こどもの権利を守るためにあるとよい仕組み」としては、「子どもに子どもの権利について、もっと学校で教える」、それが29.5%。「子どもが困ったことや大人に伝えたいことを、伝えるサポートをしてくれる人がいる」が27.7%。「困ったときに電話、SNS、メールなどで相談できるところがある」が26.5%。「こどもの権利を守るためにあるとよい仕組み」では、こうしたことを子どもたちは求めているということです。

なお、中野区の調査の状況を見ておきますが、中野区では子どもの権利条例について、「全く知らない」が67.5%で、「内容を知っている」が4.1%、「聞いたことはあるが内容は知らない」が25.2%という形になっています。性別で見ると、女性に比べ男性のほうが「全く知らない」という割合が73.9%、多いという形になっています。年代別で見ても、若者がやはり知ら

ないと。大人はまだ知っているという状況にはなっています。

あともう一つ、「子どもの権利が守られていると思いますか」というところでは、「わからない」が60.6%、権利って何なのかというのが分かっていないからなのかなというところだと思うのですが、「どちらかといえばそう思う」が22.4%で、「そう思う」が4.0%になっています。「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」を足すと9%ぐらいですかね。というのが中野区の調査の中では出てきています。

その上で、学校の先生はどうなのですかというので、これは1年前のデータで古くなるのですが、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが「学校生活と子どもの権利に関する教員向けアンケート」として実施しているものですが、「子どもの権利を知っていますか」というところになると、子どもの権利を「内容までよく知っている」が21.6%。「内容について少し知っている」が48.5%、「名前だけ知っている」24.4%。「全く知らない」が5.6%というのが日本の学校の先生の状況です。

また、子どもの権利としてふさわしいと思う内容についてですけれども、比較的そんなに悪いわけではないのですが、ただ、先ほどの権利と義務の話が内田先生からありましたけれども、「子どもは義務や責任を果たすことで権利を行使することができる」というのが子どもの権利としてふさわしいと答えている先生が27.6%いるという状況です。「子どもは成長途上のため、子どもに関する事はいかなる場合も大人が子どもに代わり決めるよう推奨される」を選んでいるのは19.8%でした。

あと、「学校生活において子どもの権利を尊重していますか」というところでは、「尊重している」が48.5%、「ある程度尊重している」が45.3%ということです。

まとめとして、子どもの権利の認知度は、内容までよく知っている先生は5人に1人。全く知らない、名前だけ知っている先生は3割ぐらいです。権利の理解度についても「遊ぶ・休む権利」とか「意見を聴かれる権利」があると答えた教員は6割前後ですので、4割近い先生は、子どもに遊ぶ権利や休む権利があるとは分かっていない、意見を聴かれる権利があるとも分かっていないという状況になります。これはあくまでも、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが全国の先生向けに行ったアンケートで、それでも比較的意識のある先生でないというのに答えないと思うのですが、中野区の先生がどういう状況になっているのかまでは今、状況では分かりません。中野区は中野区で子どもの権利条例がありますので、特に所管しているのは教育委員会ですので、こういう結果にはならないなとは思っていますが、実際に、きちんと教えることはできているのかというところはあるのかなと思っています。

ということで私の時間が来ましたので、終わりにします。ありがとうございました。

## 内田会長

どうもありがとうございました。それでは、早速ですが、グループディスカッションに移りたいと思います。

まず、事務局から進め方についてご説明お願いいたします。

## 事務局(子ども政策調整係長)

では、これより、権利委員会の皆様、委員の皆様にはグループディスカッションを始めさせていただきますと思います。本日のテーマである子どもの意見表明・参加に関しまして、ただいま先生方のご講義や参考資料などをいただきました。この点を踏まえて、「子どもに意見を聴くときに大切にしたいことや、留意すべきこと」というテーマで、各グループ、2グループでご議論いただければと思います。

メインとしては、本日の進め方の講義を受けての感想なんかも含めて、「私としてはこう思う」というところを個人個人で考えていただいた上で、グループでお話し合いをいただければと考えているところです。2グループございます。そちらグループ分けについても、皆さんご確認いただければと思います。それぞれのグループで、こちらのグループについては内田先生のほうにファシリテーターを、あちらのグループについては林先生にファシリテーターをお願いできればと思っております。

ディスカッションに関しましては、おおむね30分とりたいと思っております。この30分の間、まずは、やり方として、各グループで、顔もお見知りおきのことかと思っておりますけれども、簡単に自己紹介をしていただいて、グループで進めていただきたいと思っております。それぞれ、ポストイットと大きい模造紙を置いてございますので、そこにご自分の考えなんかを書いていって、どんどん貼っていただければと思います。ファシリテーターの先生中心に、それぞれ考えをグループ内でご討議いただいて、最後、それが終わりましたら、30分経過後に各グループから「こんな意見がありましたよ」ということを簡単に発表いただくということで考えてございます。なので、まずは個人でお考えいただいて、どんどん付箋のほうをペタペタ貼っていただいて、ファシリテーターの先生と一緒にまとめていただいた上で、最終的には発表という流れでございます。

このグループディスカッションが約20時40分頃まで予定をしておりますので、傍聴の皆様方、最後の発表をお聞きになりたい方、いていただければと思うのですが、適宜ご休憩をとっていただくなりしてお待ちいただければと思います。様子なんかも見ていただければと

と思いますが、ちなみに、7階のほうには自販機がございますので、適宜ご休憩なんかもあっていただければと思います。

では、ファシリテーターと区の職員中心にグループのほうでディスカッションを始めていただければと思います。適宜経過時間につきましてはご案内させていただきますので、よろしくをお願いします。

(グループディスカッション)

#### 事務局(子ども政策担当課長)

私から、第1グループで出た意見を簡単にお伝えしたいと思います。

まず、結論的に、まとまってはないのですけれども、印象的な話としては、やはり子どもは周りを見て忖度しているということ。あとは、対面よりメールのほうが意見が出やすいとか、でも一方で、メールだとネガティブな意見が出やすいという。ネガティブなほうに振れてしまうことが多いのではないかという意見がありました。

あとは、大人側がまっさらな気持ちで聴くということ、向き合うことが大事だと。子どもの興味のあることとか、好きなことを最初に聴くと、そこでいきなりスイッチが入って意見が出やすくなる。子どもの能力・スキルを活用できる機会があることというのが先ほどの内田先生のお話の中でありましたけれども、例えばスマホの操作とか、タブレットの操作だとか、子どもたちは学んでもいないのに、大人がびっくりするぐらい使いこなしているので、そういうところで、子どもの得意なところを活躍の場として機会を設定するというのもいいのかなと思いました。

あとは、子どもが守られていると感じる雰囲気づくりが大事だとか、本題に入る前に仲よくなるのが大事だとか、子どもが安心できる距離感、近過ぎず、遠過ぎずという距離感が大事であるということ。ささいなことでも意見を聴くとか、あとは、子どもに聴きたいことをかみ砕いて説明する。これはなかなか難しいのですけれども、大人の言葉で話してしまって、それを子ども用に変換しようとした場合に、どういう言葉で説明していいのかわからないというのは実際あるよねという話がありました。

あとは、意見を聴くときにきちんと理由を聴くとか、何で聴くのかという背景を説明する。意見を聴くときに、その前段として、どういう権利があるのか、意見を言う権利があるんだということも併せて聴いていくということ。暇そうにしていると声をかけられることが多いということ。忙しくしていると子ども側が気を遣って意見を言ってくれないので、あえて、本当は暇ではなかったとしても、暇そうにするのが大事だということ。時間に余裕を持つとか、あとは

聴くタイミングですね、相手のペース、子どものペースで待つことも大切であるということですね。

あとは、利益関係のない人が聴くというのも大事だよねと。その場では意見が出なくても、後で言いたくなったときに「じゃあ、後で教えてね」という約束をしたりとか、その場合の連絡先を明示したりすることも大事だという話がありました。普段からささいなことで意見を聴くというのが大事だという話があって、例えば、子どもが朝、着ていく服を、子どもに選んでもらうというのを毎日続けるということも、身近な、まずは意見を聴く、意見をあらわす一歩になるのではないかという話がありました。以上です。

#### 事務局(子ども政策調整係長)

ありがとうございました。では、次に、内田先生グループからお願いできればと思います。

#### 内田会長

子どもに対して聴くことももちろん大事なのですけれども、あえて大人に聴くことも大事、聴いてみるといいのではないかというほうに話が結構いったんですね。例えば、子どもの権利を守っていく、子どもの権利を実現していく社会をつくっていくというときに、まず大人に余裕がないよねと。大人に時間もないし余裕もなくて、つつい今もうるさいと言ってしまったら、子どものいろいろな意見や試行錯誤に付き合ったりする、そういう余裕がないので、なかなか子どもの権利を実際に実現していくことができない。そんな大人の大変さをもっと大人に聴こうよと。聴いてみることも大事なのではないかというところが話として出ました。

それは大人、親もそうなのですからけれども、先生もやはりそうなのではないのかと。先生方にも本当に余裕がなくて、ゆとりがなくて、時間がなくて、子どもに遊びに誘われても、なかなかそれを断ってしまったり、仕事があるから遊ばないと言ってしまうたりということが実際にある。そういったところについては子どもの権利だけを言っても駄目で、先生方のゆとりのなさというところも併せて、話を例えば聴いて行って、改善策というところを考えていかないといけないのではないのかというような話が多く出ていたかなと思います。

あと、大人というのはつつい失敗させないようにしてしまいがちで、つい先回りして言うてしまうんだというような共有もされました。それから、あと、先ほど、最初のグループで出ていたところと重なるところで、やっぱりフィードバックをしていくことも大切だという話も、子どもの話を聴くというところから出ていましたし、子どもに話を聴くところを大事にするのももちろんなのですが、既に中野区内で子どもの権利というところを先進的に意識して活動している団体というのがあって、そういったところにもう既に位置づいている団体に、あえて話を

聴いてみるというのも何か得られるものがあるのではないかという話もされました。

あと、児童館のところ、最後にいろいろ出していただいて、自ら企画をして運営をするとか、規定をしないと、とにかく自分で考えてもらうこと。児童館でなかなか子どもを待つという体制をとることが難しいという現実であったり、大人は見守っていくこと、子どもが自ら考えて、遊び方のルールをつくっていくところを児童館は大事に意識してやっているというようなお話も共有をしていただいたところでした。

あとは、子どもの権利に関心がない方々に届けることが大事ではないかという話も出ました。権利と義務は一体だという意見も、普通に聴かれるというところもあって、関心がない、あるいはそういった考え方のところに私たちのいろんな考えを届けたり、あるいは話し合いをして、共有したりして、そういったところにアプローチしていくことが実は大事なのではないのか、そんなところも強調されていたと思います。

学校で人権教育がされていくというところで、人権教育の中に子どもの権利、子どもの意見の表明、子どもの意見の尊重、そういったところの視点がちゃんと位置づいているかどうかというの、聴いてみたいというところもありましたし、あと、昨今話題になっている生成系AI、ああいったところが子どもたちにどんな影響があるのか。こうやってお互いの違う意見を話し合うというところに、どれだけ価値を見出している子どもたちがいるだろうか。そういったところにあまり価値を見出していない子どもがいいるだろうか、そんなところに対するちょっとした危惧みたいなところも語られたというところでした。どうですか。

#### **事務局(子ども政策調整係長)**

両グループ、ありがとうございました。本日グループディスカッションの上で大変貴重な意見をいただけたかと思えます。

最後に内田会長のほうに本日のまとめをお願いできればと思います。連投になってしまい申し訳ありません。先生が発表すると思っていなかったところがありまして。最後まとめのほうよろしく願いいたします。

#### **内田会長**

今の、そちらのグループで話されたこと、こちらのグループで話されたことをまた事務局がいつもまとめてくださるので、そういったところで全部落とさないで、これからの活動のところに生かせることがいっぱいあったと思うんですよ。なので、生かしていきたいですね。ちゃんと子どもの参加というのを、中野区としてどういうことを意識してやっていくのか。また、どんなところに聴いていくのか。そんなところを具体化して、私たちだからできる施策の評価・検

証というところにつながれるとても貴重なご意見をたくさんいただけたと思います。今日はどうもありがとうございました。

#### 事務局(子ども政策調整係長)

まとめをありがとうございました。

それでは最後に、事務局からご案内させていただいてよろしいでしょうか。

最後の議事の4、その他になりますけれども、次回日程についてご案内させていただきます。今回は、少し間が空きますが、7月28日金曜日、夜7時からを予定してございます。会場についてはまた調整中でございますので、改めてホームページ等でご案内をさせていただければと思います。

また、草野委員から本日配布資料があったかと思ひまして、ご説明をしていただきたいなと思います。

#### 草野委員

貴重なお時間いただいてありがとうございます。私のほうから今日クリップどめで配付した資料があります。うちから出ている広報物なんかも併せましてありますので、お時間のあるときに読んでいただければと思います。

この場を借りて、直近のイベント二つだけ説明させてください。まず一番上にある5月21日日曜日、今週の日曜日に「当事者が語る不登校」ということで、シンポジウムが開かれます。東京・不登校&多様な学びを考える親の会ということで、不登校の方々の親の会が、この4月から中野で活動することになりました。それまでは、新宿で活動されていたのですが、運営を担う方が中野にゆかりのある方ということもありまして、この4月から中野で活動を始めました。それを記念してのイベントになりますので、交流会のほうは月に1回ずつ開かれています。そうした情報が必要だということがありましたら、社会福祉協議会のほうにお問い合わせいただければ、ご案内ができますので、ぜひ、「こういう会が始まったよ」ということを知っておいていただければと思います。

もう一つ、5月26日なかのZEROホールで「今日も明日も負け犬。」という映画が上映されます。これは、起立性調節障害の女子高生がつくった映画だそうなのですが、これを企画した主催Kiku-Neさんが、これも中野を中心に活動されている中野東中学校のPTAの方が始めたということで聞いておりますが、ご家族に起立性調節障害のお子さんがいらっしゃったことをきっかけに、その交流ができる場をということでこちらも中野で始まった活動だそうです。そういったこともあって、来週、映画が上映されるということなので、まだまだこちらの

ほうも定員に余裕があるということですので、これを機会にぜひ足を運んでいただけるとい  
うふうに思っております。

貴重なお時間をありがとうございます。あとは、お時間があるときに読んでおいていただ  
ければと思います。

1日だけ、これを逃すとなかなか見ることができない映画だそうです。

**事務局(子ども政策調整係長)**

いろいろご案内ありがとうございました。

**内田会長**

それでは、これにて第1期第7回の中野区子どもの権利委員会を終了とさせていただきます。  
また次回もどうぞよろしくお願いいたします。

では、皆様、本日はありがとうございました。

午後8時55分閉会